

令和 5 年度

事業概要

環境局

目次

I	環境局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和5年度 主要事業の概要	3

I 環境局の概要

1. 局長 柏木 和馬
2. 局の職員数 1,082人（令和5年4月20日現在）
3. 令和5年度予算の概要

(1) 一般会計 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	3,483,582	6 環境費	21,714,829
18 国庫支出金	17,143		
19 県支出金	46,029		
20 財産収入	37,598		
21 寄附金	3,000		
22 繰入金	168,418		
24 諸収入	3,767,192		
25 市債	2,109,000		
歳入合計	9,631,962	歳出合計	21,714,829

II 組織と事務分掌

環境創造課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)環境政策の企画推進及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)環境教育に関すること。
- (4)廃棄物の排出に係る指導並びに再生利用及び処理技術に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。）の収集又は運搬に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。
- (6)廃棄物の適正処理、減量並びに資源化の企画及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)環境に配慮した都市づくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)地球温暖化対策に関すること。
- (9)エネルギー政策に関すること。

業務課

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画及び指導に関すること。
- (2)一般廃棄物の適正排出及びその指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)家庭系し尿の収集及び運搬、事業系し尿搬入に係る手数料に関すること。
- (4)一般廃棄物の保管場所の届出等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)河川美化に関すること（兵庫県から受託している河川内の環境整備に係る美化事業に限る。）。
- (6)市民トイレ等に関すること。
- (7)一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督に関すること。
- (8)路上喫煙及びびい捨て防止対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)地域環境の保全及び美化に関すること。
- (10)住居等における堆積物対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (11)家庭系一般廃棄物の適正処理、減量及び資源化施策に関すること。
- (12)不法投棄の防止及び対策に関すること。
- (13)一般廃棄物に関する事務の運営管理に係る総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (14)一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。
- (15)局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。
- (16)一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (17)大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

施設課

- (1)局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事の設計、監督及び検査に関すること。
 - (2)一般廃棄物の焼却及び破碎に係る作業計画に関すること。
 - (3)一般廃棄物の処理技術に関すること。
 - (4)局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。
 - (5)埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画並びに新たな技術に関すること。
- <妙賀山クリーンセンター>（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関する事務を分掌すること。
- <荊藻島クリーンセンター>（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関すること。

- (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。
- <落合クリーンセンター>（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関すること。
 - (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

事業所（2）【東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西】

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画、運行管理、統計及び報告に関すること。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関すること。
- (3)一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に係る手数料の徴収に関すること。

自動車管理事務所（2）

- (1)環境整備用自動車（以下この条において「自動車」という。）の設計、改良及び調達に関すること。
- (2)自動車の整備及び検査に関すること。
- (3)機材の修理に関すること。

クリーンセンター（2）【東・港島・西】

- (1)一般廃棄物の焼却及び破碎（港島クリーンセンターに限る。）実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2)焼却灰の処分に関すること。
- (3)クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (4)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

布施畑環境センター（2）

- (1)一般廃棄物の埋立に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2)センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (3)最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。

環境保全課

- (1)大気環境、交通環境（交通に起因する大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の事象に関わる環境をいう。以下同じ。）、水環境及び土壌環境の保全に係る施策の企画、推進、監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関すること。
- (2)開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
- (4)環境影響評価制度の運営及び審査に関すること。
- (5)都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供及び調査に関すること。
- (6)太陽光発電施設の設置及び維持管理に係る審査指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)廃棄物処理業（事業系し尿の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督並びに育成に関すること。
- (8)廃棄物処理施設の設置に係る許可並びに維持管理に係る規制及び監督に関すること。
- (9)自社で排出する産業廃棄物、特定物及び有害使用済機器の保管行為に係る規制及び指導に関すること。
- (10)建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。
- (11)使用済自動車の適正処理に関する登録、許可及び指導に関すること。
- (12)土砂の不適正な処理の防止に関すること。

自然環境課

- (1)生物多様性の保全に関すること。
- (2)開発事業計画に係る自然環境保全に関すること。

Ⅲ 令和5年度 主要事業の概要

Ⅰ 地球温暖化対策の推進

○神戸市地球温暖化防止実行計画の推進（環境創造課）

2050年の最終目標であるカーボンニュートラルに向けて、令和5年3月に改定した「神戸市地球温暖化防止実行計画」において、市民・事業者・行政が2030年までの取り組むべき内容を取りまとめた。

2030年の目標達成に向けては、国の計画で示す取り組みを基本としたうえで、本市の特色を踏まえた施策として、「脱炭素型ライフスタイルへの転換」、「水素エネルギーの利用促進」、「電動車の普及促進」、「再生可能エネルギーの拡大」、「産業の脱炭素化の促進」、「二酸化炭素の吸収・固定」を推進する。

推進にあたり、毎年度、実施していく進捗管理においては、庁内の関連部局が一体となって、省エネルギーのさらなる徹底や、再生可能エネルギーの最大限の導入、新たな技術革新の推進など、あらゆる分野において取り組みを進めていく。

2030年までは、省エネのさらなる推進や、太陽光発電等の再エネの推進、電動車へのエネルギー転換等、いま実績のあるものを中心に取り組みながら、2030年以降は、新たな知見やイノベーションを活用していくため、積極的に専門家の知見や最先端の技術等を施策に反映させ、常に先進的な施策を展開していく。

①脱炭素型ライフスタイルへの転換（環境創造課）

市民団体や事業者など様々な主体の自由な発想による先進的で創造性に富んだ脱炭素につながる取り組みに対して「KOBE ゼロカーボン支援補助金」により積極的に支援する。

また、脱炭素に向けた市民の意識醸成・行動変容を図るため、地球温暖化対策の検討にあたって、将来も気候変動の影響を受ける若い世代を中心とした市民の参加を促進するとともに、ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出量を示す「カーボンフットプリント」の活用など、脱炭素につながる情報発信を強化する。

②水素エネルギーの利用促進（環境創造課）

水素が日常生活や産業活動で普遍的に利用される「水素社会」の実現に向け、市民や事業者等に対する啓発を図るため、神戸空港島に整備されている液化水素荷役基地「Hy touch 神戸」やカーボンニュートラルポートとして水素の利活用に向けた取り組みが進められている港湾に近接する港島クリーンセンターを水素事業の情報発信拠点として整備するとともに、隣接する建て替え用地も含めて、水素利活用事業の実証フィールドとして提供する。

また、供給コスト削減や多様な分野における需要創出など、水素産業の育成に向け、地元企業等が実施するサプライチェーンの構築に向けた先駆的な実証事業に対する支援を行い、水素産業への参入を促進していく。

さらに、国内において、再生可能エネルギーのポテンシャルの高い地域との連携を目指し、使用時のみでなく製造時にも温室効果ガスを排出しないグリーン水素の国内製造・調達を検討するとともに、英国・アバディーン市との連携を強化し、水素事業に関する情報共有を図るなど、技術実証と普及を加速させていく。

③電動車の普及促進事業（環境創造課）

エネルギー効率に優れるクリーンエネルギー自動車の普及拡大を推進するため、クリーンエネルギー自動車を導入する事業者に対して県と協調して補助を行うとともに、燃料電池自動車を購入する個人に対して市独自で補助を行う。また、バス事業者に対しては、新たに電気バスの導入補助を市独自で実施する。さらに、燃料電池自動車の普及拡大に不可欠となる水素ステーションの整備についても積極的に支援していく。

災害による停電時に電動車から天井照明等に給電する「外部給電・神戸モデル」については、危機管理室等と連携し、避難所に指定されている全ての市立小・中学校等への導入を完了させるとともに、地域の避難訓練や防災イベントを通じて、災害時にも活用できるメリットを体感してもらうなど電動車の普及を進めていく。

④再生可能エネルギーの拡大（環境創造課・施設課）

クリーンセンターは都市近郊でごみ焼却の熱を利用した発電を行っており、発電した電気の一部は、バイオマス由来の再生可能エネルギーに位置づけられている。また、災害時に大規模停電が発生した場合でも電力を安定的に供給できる。その環境価値の高い電力や排熱を自立・分散型のエネルギーとして活用する方法や、最先端の脱炭素技術について調査し、クリーンセンターが持つポテンシャルを最大限に引き出す。

また、各家庭における再生可能エネルギーの導入を促進するため、市民が太陽光発電を安心・安全かつ安価に設置できるようにサポートする共同購入事業について、他自治体と連携した取り組みを推進する。

⑤産業の脱炭素化の促進（環境創造課）

市内中小企業向けの取り組みとして、市内中小事業所を相談員が訪問し、省エネルギー対策に関する技術的助言や支援制度を紹介する「省エネルギー支援・相談事業」を引き続き実施する。さらに、ESG（環境・社会・企業統治）を踏まえた脱炭素経営や、二酸化炭素排出量算定について、市のホームページや中小企業が参加する様々なセミナー等を通じて啓発していくとともに、経済観光局等の関連部局と連携しながら、全庁的に産業分野の脱炭素化に取り組んでいく。

⑥二酸化炭素吸収・固定の促進（環境創造課・自然環境課）

新たな二酸化炭素吸収源として注目されているブルーカーボンについて、国内初となる淡水域におけるブルーカーボンの二酸化炭素の吸収・固定の評価に向けた実証事業を継続する。さらに、海域も含め藻場の保全・育成を推進するとともに、ブルーカーボンの意義を積極的に市民・事業者へ普及・啓発する。

また、二酸化炭素吸収効果を最大限発揮するため、里山林等の適切な管理による若い樹木の成長を促すなど、森林のモデル的な整備や、森林管理で発生した伐採木を活用した炭素を長期間貯留できるバイオ炭の製作について、「KOBE ゼロカーボン支援補助金」による支援を行うなど、市民等との協働による取り組みを推進する。

Ⅱ. 資源の有効活用と廃棄物の適正処理

①クリーンステーションの管理支援（業務課）

住民の高齢化や地域コミュニティの希薄化等に伴い、クリーンステーションにおいて生じている様々な課題について、クリーンステーションのあり方検討会における議論や実態調査を踏まえ、取りまとめに向け、ステーションのあり方について具体的な検討を進めていく。

また、外国人向けごみ出しルール・マナーの啓発について、令和4年度に新たにベンガル語、ミャンマー語等のチラシを作成し、現在計11言語に対応している。今後も日本語学校等との連携を強化するほか、転入者の傾向や母国の文化・習慣の違いを踏まえ、やさしい日本語や多言語による情報発信を進めていく。

さらに、地域のニーズに柔軟に対応し、耐久性やめくり防止の改良を行ったカラス対策ネットを配布するなど鳥獣被害対策を進めていく。

②まわり続けるリサイクルの推進（業務課）

プラスチックの資源循環を促進するため、日用品メーカー等と協働し、洗剤やシャンプーなど使用済みのつめかえパックを回収・リサイクルして再びつめかえパックに戻す「つめかえパックリサイクルプロジェクト」を推進するとともに、使用済のペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル事業」を拡充する。また、リサイクルの見える化と質の高いプラスチックやびんのリサイクルを目指した資源回収ステーションを地域拠点に拡大展開するなど、「まわり続けるリサイクル」を強化する。

③食品ロスの削減（業務課）

家庭ごみで大きな割合を占める台所ごみの減量・リサイクルを促進するため、家庭で利用していない食品を福祉団体・施設等に寄付するフードドライブの実施店舗を拡大するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク団体を支援する。また、本市から全国に取り組みが広がっている「てまえどり」について、小売店舗における啓発を推進する。

④コンポストの普及促進（業務課）

土の中の微生物の力で生ごみを分解・堆肥化し、自宅のベランダで取り組むことができるコンポスト（こうベキエーロ）の普及啓発を促進するため、導入支援制度を創設するとともに、講習会を実施する。

⑤家財のリユース促進（業務課）

増加する大型ごみの減量・リサイクルに向けた取り組みとして、リユースプラットフォーム「おいくら」を活用した家具・家電などのリユース促進を図るとともに、超高齢社会の進展に伴う空き家の増加などを踏まえ、空き家の家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に対し、安心して利用いただける「家財の片付けサポート事業」をすまいるネットと連携して取り組むなど大型ごみの減量・資源化を推進する。

⑥不法投棄防止対策（業務課）

山間部など人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、24時間の監視体制を整備するために設置している不法投棄防止カメラの設置効果を検証しながら、効果的に運用していくとともに、不法投棄のパトロールを実施している不法投棄監視員と地域との連携強化等により、監視の目を広げることで、不法投棄を許さないまちづくりを進める。

⑦路上喫煙・ぽい捨て防止（業務課）

「路上喫煙禁止地区」において、巡回指導や過料の徴収により喫煙マナーの徹底を図る。禁止地区以外の苦情が特に多い駅前等についても巡回指導を実施するとともに、健康局の受動喫煙対策と連携した指導・啓発を推進する。

また、区役所等と連携しながら「ぽい捨て防止重点区域」の拡大に向けた検討を進めるとともに、民間企業との協働により導入したソーラーパネルで稼働する圧縮型の「スマートごみ容器」の更なる活用など、街の景観向上に向け、ぽい捨て対策を強化していく。

⑧クリーンセンター等の業務効率化と利便性の向上（施設課・業務課）

クリーンセンターにおける業務効率化として、港島・西クリーンセンターに加え、東クリーンセンターにおいて、計量等業務に民間活力を導入する。

また、クリーンセンター等の利便性向上を図るため、上記3クリーンセンターにおいて、キャッシュレス決済や計量業務の一部自動化を導入するとともに、現在、西クリーンセンターで実施している自己搬入の受付時間の延長を、東・港島クリーンセンターにも拡大する（受付時間を15:00から15:30に延長）。さらに、布施畑環境センターにおける大型ごみの自己搬入について、待ち時間の解消を図るため、「e-KOBE」を活用したWEB予約制を導入し、24時間予約受付を開始する。

施設の計画的な管理として、竣工から22年が経過する東クリーンセンターの長寿命化を図るため、大規模改修に着手するとともに、焼却を停止した旧港島クリーンセンターについて、安全対策を徹底し、解体撤去工事を進めていく。

Ⅲ. 自然環境の保全

①生物多様性保全の推進（自然環境課）

神戸の里山里海等における豊かな自然の恵みを持続的に享受するため、生物多様性の保全の取り組みを推進する。

都市近郊に広がる里山では、社会経済の変化によって、人の利用が減少し、生物多様性が失われつつあることから、様々な主体と連携しながら、輪伐等による明るい森の再生や棚田跡地の保全、生物調査に取り組むなど、里山保全モデル事業（北区山田町）を実施する。また、国による OECM への登録を目指すとともに、活動拠点の整備や里山で開催するイベント等を通じた情報発信を強化し、企業や市民団体の主体的な保全活動の促進を図る。

これらの取り組みの推進にあたっては、神戸が目指すべき里山を実現するための方策を示した「KOBE 里山 SDGs 戦略」を活用し、本市の取り組みを効果的に伝えることで、里山保全への機運の醸成を図っていく。

また、豊かな海づくりの実現に向けては、近海の魚類の生息状況を把握し、生物多様性の変化を評価・検証するため、環境 DNA 分析を継続して実施していくほか、稚魚等の成育の場として、藻場の保全・育成を推進する。

※OECM (Other Effective area based Conservation Measures)

新たな生物多様性の世界目標である「30by30 目標」（2030 年までに各国の陸と海の各々30%以上の面積を保全する世界目標）の達成に資する生物多様性の保全が図られていると認められる地域

②外来生物・有害鳥獣対策の推進（自然環境課）

外来生物対策として、市民団体によるアカミミガメの防除活動の支援やアルゼンチンアリの分布拡大の防止および被害低減に向けた取り組み等を行うとともに、有害鳥獣対策として、ニホンジカの六甲山系への侵入・定着防止のため、センサーカメラを活用した調査・監視などを継続し、生態系被害等の防止を図る。

また、撮影した写真から生物を判定するスマートフォンアプリ「バイオーム」を活用した市民参加型の外来生物の分布調査や令和4年度に設置した「外来生物展示センター」を活用し、市民に外来生物の問題や生物多様性の重要性などの啓発を強化するとともに、アカミミガメとアメリカザリガニについては、新たに特定外来生物へ指定されることから、規制内容等について市民への積極的な情報発信を行う。

③環境情報発信事業（環境創造課）

地球温暖化や生物多様性など深刻化する環境問題に対して、総合的・体験的に理解を深めるため、地域の環境学習拠点であるクリーンセンターにおいて展示内容の充実を図るとともに、オンライン講座などインターネットの活用を進め、環境に関する知識や神戸を取り巻く環境問題について、いつでも学ぶことができる機会を創出する。

また、SDGs の達成に資する優れた取り組みを行っている団体・個人に対し「神戸 SDGs 表彰」を実施し、その活動を広く市民に PR することで、市民の SDGs への意識向上と行動変容の促進を図る。

④土砂の不適正処理の防止及び太陽光発電施設の適正な設置（環境保全課）

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」に基づき、不適正な処理による災害の発生を未然に防止するとともに、生活環境及び自然環境の保全を図る。特に、市民生活に影響を及ぼす可能性が高い大規模な土砂埋立て行為には、事前に環境影響調査の実施、保証金の預入れ等を義務付けるとともに、全ての許可事業者に対して、水質調査及び廃棄物の混入確認の実施を義務付けることで、市民生活の保全を図っていく。

さらに、「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、大規模太陽光発電施設に対し廃棄等費用の事前積立、残置森林率の確保等を義務付けるとともに、既に設置している事業者に対しては、維持管理状況等の報告を義務付けることで、施設の安全性・信頼性を高めていく。

⑤アスベスト対策（環境保全課）

大気汚染防止法の改正により、令和3年度から、解体等工事に伴うアスベスト飛散防止対策が強化（①規制対象の拡大（石綿含有成形板等（レベル3）の規制）、②事前調査の信頼性の確保（調査結果の自治体への報告、調査方法の法定化、記録の作成・保存）、③不適切な作業の防止（隔離等を行わない除去作業への罰則創設））されたことから、解体等工事におけるアスベスト飛散防止に係る事前調査の徹底、立入調査による現場測定による作業基準の順守等を指導し、周辺環境への飛散防止対策を徹底する。

さらに令和5年10月からは、建築物の事前調査について、有資格者が実施することが義務付けられることから、事業者に対して法改正内容を周知し、確実に実施されるよう指導していくことでアスベストの飛散防止により一層努めていく。